

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊少第89号

平成31年3月4日

熊本県警察サイバー少年補導員運用要領の制定について（通達）

本県警察におけるサイバー少年補導員の運用については、「熊本県警察サイバー少年補導員運用要領の制定について（通達）」（平成29年12月13日付け熊少第639号。以下「旧通達」という。）に基づき行っているところであるが、この度、旧通達の保存期間が満了することに伴い、別添のとおり「熊本県警察サイバー少年補導員運用要領」を制定し、平成31年4月1日から施行することとしたので、関係所属にあつては適正な運用に努められたい。

別添

熊本県警察サイバー少年補導員運用要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県警察サイバー少年補導員（以下「サイバー補導員」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 活動

1 サイバー補導員は、少年の健全な育成を図るため、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 電子メールによる声掛け・補導活動

インターネット上の掲示板などに不適切な書き込みをしている少年に対して、電子メールの送信等による声掛けや補導を行い、非行や犯罪被害の防止に努める活動

(2) 環境浄化活動

インターネット上に氾濫する少年に有害な情報等を発見し、通報又はサイト管理者に対する削除要請等の必要な措置を求める活動

(3) 少年相談活動

インターネットを利用して、少年の悩み等少年問題に関する相談を受理する活動

2 サイバー補導員は、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が管理運営するホームページ等のシステムを利用し、活動するものとする。

第3 指定

1 指定の要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、「少年補導員制度運営要綱の制定について（通達）」（平成14年2月22日付け熊少第44号）に基づき委嘱された少年補導員のうち、次に掲げる要件を満たす者をサイバー補導員に指定するものとする。

(1) インターネットと接続しているパーソナルコンピュータ、スマートフォン等のインターネット接続機器を所有していること。

(2) インターネットに関する必要な知識と経験を有すること。

(3) 少年相談に関する知識と技能を有すること。

2 指定の手続き

前記1の指定は、本部長が「指定書」（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 指定期間

サイバー補導員の指定期間は2年とし、必要により再指定することができる。

第4 運用上の留意事項

警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）は、サイバー補導員の運用に関し、次の事項に配慮するものとする。

1 サイバー補導員は、民間の少年警察ボランティアとして指定されたものであり、何ら権限を付与されるものではないことから、活動に当たり、関係者の正当な権利及び自由を侵害することがないように、十分な指導又は助言を行うこと。

2 サイバー補導員及びサイバー補導員であった者が活動を通じて知り得た秘密を漏ら

すことがないよう、研修において、その趣旨の徹底を図ること。

第5 指定の解除

- 1 本部長は、サイバー補導員が次に掲げる事項に該当した場合は、指定を解除するものとする。
 - (1) 第3の1に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第4に規定する運用上の留意事項に違反したとき。
 - (3) サイバー補導員から辞任の申出があったとき。
- 2 本部長は、前記1により指定を解除した場合、「解除通知書」（別記様式第2号）により、当該サイバー補導員に通知するものとする。

第6 研修

少年課長は、サイバー補導員の活動に関し必要な知識・技能を身につけさせるため、サイバー補導員に対する研修を行うものとする。

第7 活動結果報告

少年課長は、活動結果について「サイバー少年補導員活動結果報告書」（別記様式第3号）により、翌月10日までにサイバー補導員へ報告を求めるものとする。

※ 別記様式（略）